

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 令和4年度以後の給与改定（令和3年8月10日人事院勧告の対応）

(1) 期末手当

一般職職員及び管理職職員の支給月数を0.15月分引下げ改定

再任用職員及び特定任期付職員の支給月数を0.10月分引下げ改定

区 分		改 正 前	改 正 後
一般職職員	6月期	1.275月	1.200月
	12月期	1.275月	1.200月
	計	2.550月	2.400月
管理職職員	6月期	1.075月	1.000月
	12月期	1.075月	1.000月
	計	2.150月	2.000月
再任用職員 (一般職)	6月期	0.725月	0.675月
	12月期	0.725月	0.675月
	計	1.450月	1.350月
再任用職員 (管理職)	6月期	0.625月	0.575月
	12月期	0.625月	0.575月
	計	1.250月	1.150月
特定任期付 職員	6月期	1.675月	1.625月
	12月期	1.675月	1.625月
	計	3.350月	3.250月

2. 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和3年12月に期末手当が支給された職員については、国家公務員の給与改定の取扱いに準じ、令和3年の人事院勧告による令和3年度分の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月に支給する期末手当から減額する。

3. 施行期日

公布の日